

第5期 第7回

令和2年1月28日(火)

循環型社会形成に向けた現状について

1. 循環型社会形成に向けた現状について

1. SDGs(持続可能な開発目標)
2. 第四次循環型社会形成推進基本計画
3. 食品ロス削減推進法
4. 海洋プラスチック対策
5. プラスチックごみ対策、レジ袋有料化
6. 舞鶴市役所での取り組み

1. 循環型社会形成に向けた現状について

1. SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている)。特徴は、以下の5つ。



前身: ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
 - ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - ✗ 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ

環境
(リオ+20)

人権

平和

『「持続可能な開発目標(SDGs)」について』平成31年1月外務省より抜粋

1. 循環型社会形成に向けた現状について

1. SDGs(持続可能な開発目標)

廃棄物分野に関する目標



目標 4

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 11

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



目標 13

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 17

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

目標 4 質の高い教育をみんなに



目標 4

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

	ターゲット
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

目標 11 住み続けられるまちづくりを

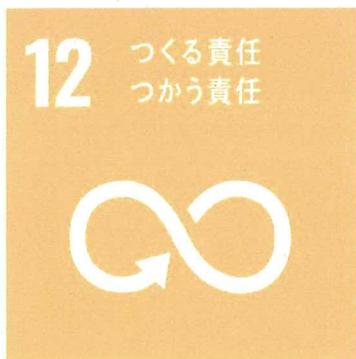


目標 11

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

	ターゲット
11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

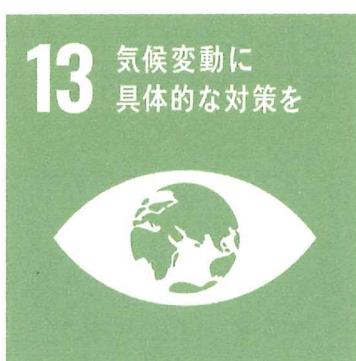
目標 12 つくる責任 つかう責任



目標 12
持続可能な消費と生産のパターン
を確保する

	ターゲット
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成し、大気、水、土壤への排出を大幅に削減することにより、ヒトの健康や環境への悪影響を最小限に留める。
12.5	2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用（リユース）により廃棄物の排出量を大幅に削減する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

目標 13 気候変動に具体的な対策を



目標 13
気候変動及びその影響を軽減する
ための緊急対策を講じる

	ターゲット
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

目標 14 海の豊かさを守ろう



目標 14

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

	ターゲット
14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう



目標 17

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

	ターゲット
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1. 循環型社会形成に向けた現状について

1. SDGs(持続可能な開発目標)

令和元年度SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業

概要

中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する、地方自治体による持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を推進していくことが重要。

地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向け、引き続き、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として31都市を選定。また、特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として10事業を選定する。※平成30年度においては「SDGs未来都市」として29都市を選定。「自治体SDGsモデル事業」として10事業を選定。

これらの取組を支援するとともに、成功事例の普及展開等を行い、地方創生の深化につなげていく。

「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」における取組(令和元年度選定)

SDGs未来都市(31)

①自治体のSDGs推進のための取組

自治体SDGsモデル事業(10)

上限3千万円／都市 定額補助 上限2千万円
定率補助(1/2)上限1千万円

- ①経済・社会・環境の三側面の統合的取組による相乗効果の創出
- ②多様なステークホルダーとの連携
- ③自律的循環の構築

自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースによる省庁横断的な支援

計画
策定
事業
実施

- 選定都市の事業計画策定への支援
- 各省庁支援施策の積極的な活用等
- 各省庁支援施策を選定都市に集中投入
- 取組状況フォローアップの評価基準作りへの参画

成功事例の普及展開

選定都市の成功事例を国内外へ情報発信

- ・イベントの開催
- ・幅広い世代向けの普及啓発事業等

2030年

持続可能なまちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 循環型社会形成に向けた現状について

1. SDGs(持続可能な開発目標)

舞鶴版Society5.0 for SDGs

京都府舞鶴市

『ヒト、モノ、情報、あらゆる資源がつながる“未来の舞鶴”』創生事業

AIやICTなど先進技術の活用により日常生活の利便性向上や都市機能の効率的利用、ヒトとヒトのつながり強化、社会的弱者等の社会参画等を進め、新たな価値創造によりまちの持続可能性を高める「舞鶴版Society5.0」を推進し、未来型の便利ないなか暮らし『ヒト、モノ、情報、あらゆる資源がつながる“未来の舞鶴”』を実現。

〈取組課題〉 地域経済の維持・拡大

経済

- 人流・物流
 - 農業
 - 行政運営
- 京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギー・ポート化推進事業
 - 万能寺村とう等におけるスマート農業の展開
 - AIやRPAを活用した行政の効率化



スマート・エコ・エネルギー・ポート化による
京都舞鶴港の価値の拡大

三側面をつなぐ統合的取組

舞鶴版Society5.0実装推進事業

- ① J & Jとの連携による舞鶴版SDGs PR促進事業
- ② 共助による移動手段(meemo(仮称))導入による実証実験

資源をつなぎ活用することで自立と共生を促進

- 決済データ/交通データ/
再エネデータ/マッチングデータ等

- ① J & Jとの連携による舞鶴版SDGs PR促進事業
- ② 共助による移動手段等導入による実証実験

- コワーキングスペース(例: J & J事業創造が運営)による交流やIT人材育成
- オムロンソーシャルリーショーンズ㈱と進める取り合い等マッチングサービスによる繋がる機会の創出

〈取組課題〉 安心して生活できる環境の維持

社会

- 交通
 - サイバーフィ
 - 入り口
- MaaS導入のまち
 - 褒福連携を通じた社会的弱者の社会参画促進
 - 舞鶴版Society5.0を担う未来創造人材の育成



赤れんがパークに設置した
コワーキングスペース

環境



- Re100宣言(再生可能エネルギーの地産地消実現)
- ICTの活用による循環型社会形成の推進
- 防災・減災システム導入

〈取組課題〉 舞鶴版「地域総理共生圏」の創造

1. 循環型社会形成に向けた現状について

2. 第四次循環型社会形成推進基本計画

将来像と目標値

将来像	持続可能な社会づくりとの統合的な取組			
	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築
✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靭なまちづくり	✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」	✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生	✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靭化）	✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備				
✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会				
目標値	2000年度	2015年度	2025年度目標	
	資源生産性（万円/トン）	24	38	49 (+ 102%)
入口側の循環利用率（%）	10	16	18 (+ 8ポイント)	
出口側の循環利用率（%）	36	44	47 (+ 11ポイント)	
最終処分量（百万トン）	57	14	13 (▲ 77%)	() 内は2000年度比

『第四次循環型社会推進基本計画の概要』環境省より抜粋

1. 循環型社会形成に向けた現状について

2. 第四次循環型社会形成推進基本計画

国の取り組み

国の取り組み	持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用	○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開	○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価 ○ 材料別の取組等 ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル	○ 適正処理 ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生	○ 自治体 ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 ・ D.Waste-Net の体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT 等最新技術の活用	○ 國際資源循環 ・ 國内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋 3R 推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 ・ 我が國の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノハウの提供、被災国支援
循環分野における基盤整備					
○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用)	○ 人材育成、普及啓発等(Re-Style キャンペーン)				

『第四次循環型社会推進基本計画の概要』環境省より抜粋

1. 循環型社会形成に向けた現状について

2. 第四次循環型社会形成推進基本計画

持続可能な社会づくりとの統合的取組

持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像

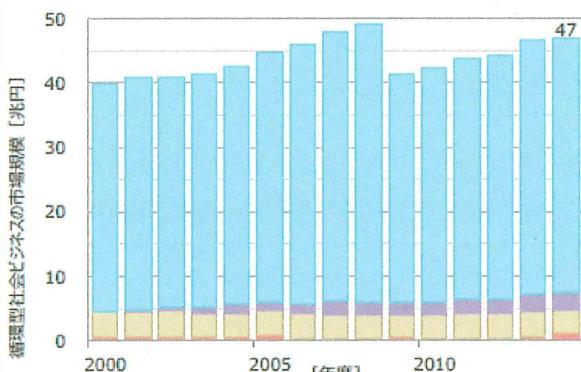
- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

取組の進展に関する指標、目標

循環型社会ビジネスの市場規模

2025年度目標：2000年度の約2倍

■持続可能な農林水産業 ■クリーンエネルギー利用 ■廃棄物処理、リサイクル
■長寿化 ■資源、機器の有効利用



家庭系・事業系食品ロス量

2030年度目標：

家庭系食品ロス量は2000年度の半減

[年度]	2000	2012	2013	2014	2015
家庭系食品ロス量 [万t]	433	312	302	282	289

注：暫定値であり、今後精査する予定

出典：環境省

事業系食品ロス量

今後、食品リサイクル法の基本方針で目標を設定

『第四次循環型社会推進基本計画の概要』環境省より抜粋

1. 循環型社会形成に向けた現状について

2. 第四次循環型社会形成推進基本計画

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像

- ✓ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
- ✓ 災害に強い地域でコンパクトで強靭なまちづくり

取組の進展に関する指標、目標

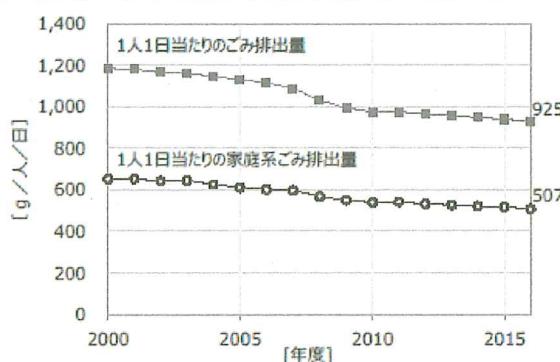
1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

2025年度目標：

【1人1日当たりのごみ排出量】 約850 g／人／日

【1人1日当たりの家庭系ごみ排出量】 約440 g／人／日



『第四次循環型社会推進基本計画の概要』環境省より抜粋

食品ロスが引き起こす問題

環境問題

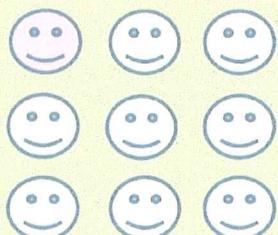
水分の多い食品は、廃棄の際に運搬や焼却で余分なCO₂を排出

食料生産により
多量のエネルギーを消費

市町村におけるごみ処理経費
1兆 9,745 億円 (平成29年度)
(平成24年度比 + 1,860億円(+ 10%))
1人当たりの経費 = **15,500円/年**
(平成24年度比 + 1,700円(+ 12%))

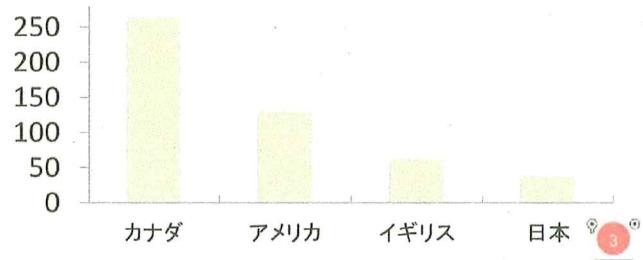
食料問題

世界の9人に1人が栄養不足
(約8億人)



世界人口
国連推計
77億人
(2019)
↓
97億人
(2050)

摂取カロリーから見た食料自給率
37% (平成30年度)
(先進国では最低水準)



『食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢』令和元年11月農林水産省 より抜粋

食品廃棄物等と食品ロスの発生量(平成28年度推計)

【食品ロス】

国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品

食品廃棄物等 2,759万t
(有価物や不可食部分も含む)

食品ロス 643万t

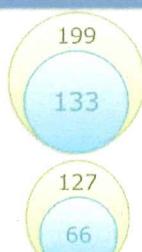
(売れ残り、規格外品、返品、
食べ残し、直接廃棄)

本来食べられるのに
捨てられている食品

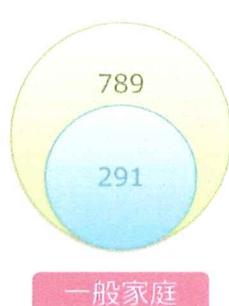
発生場所ごとの 食品ロス



外食産業



食品小売業



食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

農林水産省 良好産業局 / Food Industry Affairs Bureau - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

『食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢』令和元年11月農林水産省 より抜粋

食品ロス削減推進法の概要

食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）

前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- 必要量に応じた食品の販売・購入・販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- 食品関連事業者等の取組に対する支援
- 食品ロスの削減に専念して顕著な功績がある者に対する表彰
- 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の收集・提供
- フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方にに関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における 食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

【今後のスケジュール】

- 令和2年3月末 基本方針 閣議決定予定
※食品ロス削減推進会議において、基本方針の案を作成

1. 循環型社会形成に向けた現状について

3. 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針骨子案①

- 令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立。10月施行。
- 法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するもの。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定(努力義務)。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

- ・世界の食料廃棄量は、年間13億トンと推計。
- ・我が国は、食料の多くを輸入に依存(食料自給率(カロリーベース):37%(平成30年度))。
- ・まだ食べることができる食品については、できる限り食品として活用することが重要。
- ・地方公共団体の財政支出や家計負担の軽減、CO₂排出量の削減等も期待。

パブリックコメント
令和2年1月

2 我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量は、年間643万トン(平成28年度)。このうち、事業系は352万トン、家庭系は291万トンと推計。

3 基本的な方向

- ・国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。
- ・多様な主体が連携し、国民運動として推進。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

消費者、農林漁業者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の主体別に求められる役割と行動。例えば、

【消費者】 食品ロスの削減の必要性等について理解を深め、日々の生活から排出される食品ロスの抑制に努めること。

具体的には、買い物の前に家にある食材をチェックし、使い切れる分だけ購入。食品の適切な保存。家・外食店での食べきり。外食で料理が残った場合は自己責任で持ち帰り。食べきり協力店等、積極的な取組を行っている事業者の利用。

【農林漁業者・食品関連事業者】 事業活動を通じた食品ロスの発生抑制に努めること。

具体的には、規格外農産物の有効活用。納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長等の商慣習の見直し。季節商品の予約販売等需要に応じた販売。外食店での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。

『第1回食品ロス削減推進会議(令和元年11月25日)』配布資料 消費者庁

1. 循環型社会形成に向けた現状について

3. 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針骨子案②

2 基本的施策

- ・国においては、以下に取り組み、食品の生産から加工、流通、消費に至る一連の過程において、削減の取組を強力に推進。
- ・地方公共団体においては、以下を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・消費者への食品ロスに係る正しい知識の普及。
- ・食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭における削減のため具体的な取組を推進。
- ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」による外食時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発を一層推進。
- ・食品ロス削減月間(10月)に社会的な機運を高める取組を実施。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・商慣習の見直しなど食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロス削減のための取組を推進。
- ・小盛りメニューの導入など外食産業における食品ロス削減事例や、持ち帰りの留意事項等を普及。
- ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化等を通じて食品ロス削減を推進。

(3) 表彰

- ・取組の重要性が国民に広く認知されるよう、国において表彰制度を創設。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品ロスの発生量の推計、発生要因の分析を実施。
- ・効果的な削減方法等に関する調査・研究を実施。

(5) 情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例を収集し、広く国民に提供。若者による積極的な取組に配意。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングやフードドライブを含めた関係者相互の連携のための取組等を支援。
- ・フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知。
- ・食品の提供等に伴う責任の在り方にに関する諸外国の事例調査。

『第1回食品ロス削減推進会議(令和元年11月25日)』配布資料 111 消費者庁

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針骨子案③

III その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・国の施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- ・地方公共団体は、積極的に推進計画を策定することが望まれるもの。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ・地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有し、関連施策の連携を深めることなどが重要。
- ・食品ロスの発生実態や削減に向けた取組の現状、課題を把握し、その結果に基づき、推進計画を策定。
- ・地方公共団体におけるSDGsの推進や地方創生の取組、廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも一法。
- ・推進計画の策定後は、定期的に取組を検証し、効果が上がるよう推進することが重要。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、地方公共団体が推進計画の策定に伴って生じる負担が軽減されるよう必要な支援を実施。

2 関連する施策との連携

- ・関連施策（「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「食育推進基本法」など）との連携のため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要。

3 食品ロスの削減目標等

- ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロスや「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」における事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で食品ロス量をそれぞれ半減）の達成を目指し、総合的に取組を推進。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

- ・施策の実施状況について、適切に点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて施策を見直し。
- ・社会経済情勢や施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね5年を目途に基本方針の見直しについて検討。

『第1回食品ロス削減推進会議(令和元年11月25日)』配布資料 消費者庁

海洋プラスチックごみ問題に関する国際動向

海洋プラスチックごみ問題に関する国際動向

『レジ袋有料化検討小委員会（第3回）議事次第・配付資料』
令和元年11月 環境省 より抜粋

- 世界全体での取組が急務であるという共通認識のもと、国際枠組における議論が加速。

<G7エルマウ・サミット（2015年6月）>

- 海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題であることを初めて提起。

<世界経済フォーラム（ダボス会議）（2016年1月）>

- 世界経済フォーラムとエレンマッカーサー財団が「世界の海に漂うプラスチックごみの量は、実効的なアクションをとらなければ、2050年までに魚の量を上回る」と警鐘を鳴らす。

<G20ハンブルク・サミット（2017年7月）>

- 「G20海洋ごみ行動計画」の立ち上げに合意。
※発生抑制、廃棄物管理、調査等の取組項目を列挙。数値目標は含まない。

<G7シャルルボワ・サミット（2018年6月）>

- カナダ及び欧州各国が「海洋プラスチック憲章」を承認。

<第4回国連環境総会(UNEA4)（2019年3月）>

- ワンウェイプラスチックに関する閣僚宣言を採択。
※2030年までに使い捨てプラスチック製品を大幅に削減。

<G20大阪・サミット（2019年6月）>

- 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまでする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有しつつ、閣僚会合で採択した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を承認。

海洋プラスチックごみ問題に関する国際動向

G20大阪サミットの成果

『レジ袋有料化検討小委員会（第3回）議事次第・配付資料』
令和元年11月 環境省 より抜粋

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- 他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」



G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
 - (1) G20各國は、以下のような**自主的な取組を実施**し、**効果的な対策と成果を共有、更新**
 - ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみの回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各國の能力強化のための国際協力など
 - (2) G20各國は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- 上記を、G20首脳が承認

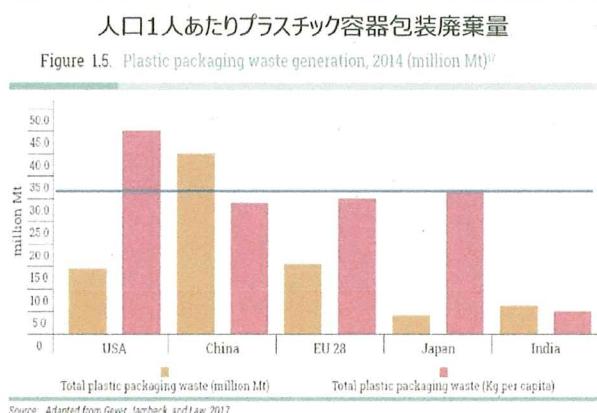
「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

日本における課題と背景

日本における従来のプラスチック排出抑制に向けた取組について

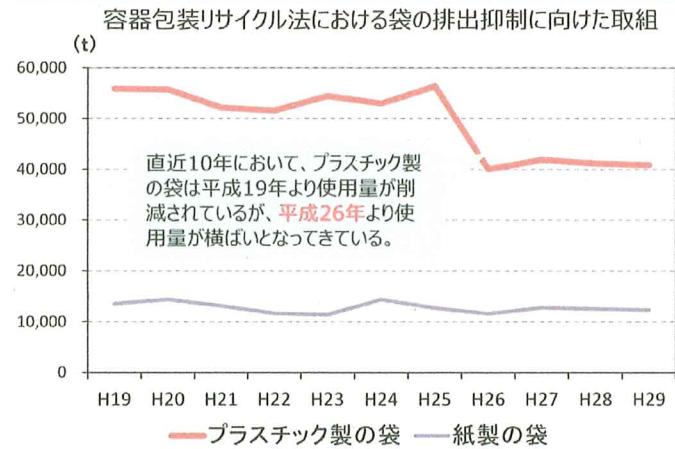
- 日本は、国民1人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量が諸外国に比べて多いものの、従来より、廃棄物の適切な処理・3Rに率先して取り組んできた。

2018年6月に発表されたUNEPの報告書『シングルユースプラスチック』によれば、各國の1人あたりプラスチック容器包装の廃棄量を比較すると、日本の人団1人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量は、諸外国に比べて多い



従来の取組

- ・容り法に基づく、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の促進
- ・海岸漂着物処理推進法に基づく海洋ごみの回収・処理などの対策
- ・産業界の自主的取組によるレジ袋有料化、ペットボトル軽量化など



(出典) UNEP "SINGLE-USE PLASTICS" (2018)

(出典) 経済産業省「平成30年度地球温暖化問題等対策調査（容器包装リサイクル推進調査＜再商品化義務履行状況及び使用合理化状況調査＞）」

1. 循環型社会形成に向けた現状について

4. 海洋プラスチック対策

国におけるプラスチックごみ対策の方針

日本におけるプラスチックごみ対策の方針

『レジ袋有料化検討小委員会（第3回）議事次第・配付資料』
令和元年11月 環境省 より抜粋

- プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決は、ごみの適切な回収・処分が大前提であり、それでもなおプラスチックごみが海洋流出するリスクに備えて新素材の開発などイノベーションによる解決で世界に貢献していくことも重要。
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、資源・廃棄物制約や地球温暖化対策等の観点も踏まえ、「価値づけ」を通じた消費者のライフスタイル変革を促しつつ、再生可能性資源への適切な代替の促進にも取り組む必要がある。

プラスチック資源循環戦略（2019年5月）

地球規模での資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化等への対策として、これまで進めてきたプラスチックの3R（リデュース、リユース、リサイクル）や適正処理を更に推進し、またイノベーションを促進することなどを目的として、今年5月末に策定。

基本原則 3R + Renewable

（リデュースに関する重点戦略）

- レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をはじめとした、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の「価値づけ」を通じての消費者のライフスタイル変革促進

マイルストーン

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
- ⑤2030年までに再生利用を倍増
- ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン (2019年5月)

今年6月のG20に先立ち、日本が率先して海洋プラスチックごみ対策の行動計画を示すべく、内閣官房の下に設置された「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議」にて、今年5月末に策定。

【アクションプランの柱立て】

- プラスチックごみの回収・適正処理の徹底
- ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止
- ポイ捨て・不法投棄されたプラスチックごみの回収
- 海洋に流出したプラスチックごみの回収
- イノベーションによる代替素材への転換
- 取組を促進するための関係者の連携協働
- 途上国等における対策促進のための国際貢献
- 実態把握・科学的知見の充実

“我が国は、1970年代以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき、家庭や事業者から排出されるプラスチック廃棄物を収集し、生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に処理する仕組みを構築・運用してきた。さらに、1990年代以降、容器包装を始めとして各種のリサイクル法を制定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組んできた。こうした取組をベースに、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの回収・3R・適正処理を更に推進していく。”（P2）

1. 循環型社会形成に向けた現状について

5. プラスチックごみ対策、レジ袋有料化

プラスチック資源循環戦略

背景

令和元年5月31日

◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題

◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

【マイルストーン】

- リデュース等
- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）
 - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

＜リデュース＞

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

- リサイクル
- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
 - 漁具等の陸域回収徹底
 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム

＜リユース・リサイクル＞

- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

- 再生材
バイオプラ
- 利用ボテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
 - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
 - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
 - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

＜再生利用・バイオマスプラスチック＞

- ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル

- 海洋プラスチック対策
- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指す
 - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
 - 海岸漂着物等の回収処理
 - 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）

- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等）

- 代替イノベーションの推進

- 国際展開
- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
 - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

- 資源循環関連産業の振興

- 基盤整備
- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
 - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
 - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
 - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）

- 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）

- 海外展開基盤

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献

◆国民各界との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

レジ袋有料化について

プラスチック製買物袋の有料化のあり方について

制度改正のイメージ

令和元年12月25日 経済産業省、環境省

(1) 対象となる買物袋

- ・化石資源由来のワンウェイプラスチック製の買物袋を有料化の対象とする。
- ・バイオマスプラスチック・紙等の再生可能資源を用いた買物袋、リユースバッグ等繰り返し使用される買物袋、海洋性分解機能が適切に発揮される買物袋への転換を推進する。

(2) 有料化のあり方

- ・消費者のライフスタイル変革を促すという制度趣旨を踏まえ、各事業者が自ら価格設定する。売上の使途も自ら決定。

(3) 対象業種

- ・あらゆる業種

(4) 中小企業・小規模事業者等への配慮

- ・事業者の規模にかかわらず一律に対象とする

(5) 実施時期

- ・令和2年7月1日

※パブリックコメント期間：2019.11.6～12.6

省令改正：2019.12.27

舞鶴市役所でのごみ減量の取り組み

舞鶴市役所でのごみ減量の取り組み

1 業務に伴って発生するプラスチック製の包装・袋の分別

2 雑紙のリサイクル徹底

- ・雑紙は全てリサイクル。裏面使用の徹底。機密文書についても焼却せず、シュレッダーしリサイクル。

3 会議等でのペットボトル使用禁止

- ・市が主催する会議等で参加者にペットボトルの飲み物を出すことを禁止。紙コップの使用も控える。
- ・市が管理する施設を使用する場合や市が関わるイベントなどでも、使用者や主催者に使い捨てプラスチック容器（ペットボトルなど）を使用しないように呼びかけ。

4 3010（さんまる・いちまる）運動による食品ロス削減について

- ・職員の宴席等では「3010運動」のアナウンスを行い、食品ロスと可燃ごみの削減に取り組む。